

## 一般公開情報の利用申請への対応

会員大学での教育に関する利用については特に申請は求めない。

また一般公開情報は、普及や周知を目的としているため、申請しやすいよう手続きは簡易なものとする。

### 【ガイドライン】

- ・すでに一般向けに公開されている情報であることから、
  - ①機構の承諾を得ていることを明示する
  - ②機構のホームページに一般公開されていることを紹介する上記2点を条件として承諾する。
- ・会員大学および所属教員・職員、また、これまでに機構とやりとりのある関係機関（模擬患者団体、委員・認定評価者のいる病院等）、個人からの申請については、事務局長名で承諾通知を行う。
- ・機構と直接的に係わりのない団体・個人からの申し出については、業務執行理事会議にて事前確認を行う。
- ・関係者専用ページの掲載情報は、原則として転用を承諾しない。

### 【フロー】

- ・「一般公開情報利用申請書フォーム」にて、メールで受付。
- ・申請者名、身分、連絡先（TEL、メールアドレス）、使用したい情報（資料）名、使用方法、使用日（期間）を記入してもらう。
- ・利用申請書は企画部で保管し、委員から申し出があった際は、閲覧できるようにする。

※ガイドラインに則って、企画部が機械的に手続きを進める。